

令和7年度白石町予防接種

○予防接種の種類等

予防接種の種類等		予防接種対象者の範囲 (白石町に住所を有する者)		予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
A 類 疾 病	4種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)	1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	佐賀県予防接種 広域化実施要領 に規定する実施 医療機関 (別紙2)
	3種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風)	1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	
	2種混合(ジフテリア・破傷風)	2期	11歳以上13歳未満の者	令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	
	5種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・Hib(ヒブ)感染症)	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者		令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	
	麻しん(単独) 風しん(単独) 麻しん・風しん混合	1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	
		2期	5歳以上7歳未満の者であって、就学前1年間の間にあるもの		
	日本脳炎	1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	
		2期	9歳以上13歳未満の者		
		※平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者で平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者については、予防接種実施規則附則第2条第1項から第3項の規定により接種を行うこととする。 ※平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者で20歳未満にある者については、予防接種実施規則附則第3条1項から第5項の規定により接種することとする。			
	不活化ポリオ	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者		令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	
	BCG	生後12月に至るまでの間にある者		令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	
	Hib(ヒブ)感染症 予防接種	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	
	小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	
	ヒトパピローマウイルス 感染症(子宮頸ガン予 防ワクチン)	小学6年生から高校1年生相当の女子		令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	
		令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に1回以上接種した平成9年度生まれから平成20年度生まれの女子		令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで		
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者		令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで		
ロタウイルス感染症	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン (商品名:ロタリックス)	出生6週0日後から24週0日後までの間にある者	令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで		
	五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン (商品名:ロタテック)	出生6週0日後から32週0日後までの間にある者			

予防接種の種類等			予防接種対象者の範囲 (白石町に住所を有する者)	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
B 類 疾 病	高齢者等 インフルエンザ	個別 接種	65歳以上の者	令和 7年10月 1日から 令和 8年 1月31日まで	佐賀県予防接種 広域化実施要領 に規定する実施 医療機関 (別紙2)
			60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓 又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が 極度に制限される程度の障害を有するもの及び ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常 生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの (身体障害者1級程度のもの)		
	高齢者の肺炎球菌		65歳の者(66歳の誕生日の前日まで)	令和 7年4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	
			60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓 又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が 極度に制限される程度の障害を有するもの及び ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活 がほとんど不可能な程度の障害を有するもの (身体障害者1級程度のもの)		
	带状疱疹		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95 歳又は100歳以上となる者(下記の生年月日に 該当する者)	令和 7年4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	
			(昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれの者)		
			(昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれの者)		
			(昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれの者)		
			(昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれの者)		
			(昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれの者)		
(昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの者)					
(昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれの者)					
(大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれの者)					
(大正14年4月1日以前生まれの者)					
60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全 ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど 不可能な程度の障害を有するもの					

※予防接種法施行令第3条第2項の規定に基づき定期の予防接種の機会を逸した者に対して、所定の手続きを取り、接種可能と判断された日から起算して2年(高齢者の肺炎球菌及び带状疱疹については1年)を経過する日までの間(一部の定期接種については年齢制限あり)に接種する者も対象になる。(ロタウイルス感染症及びインフルエンザを除く)。

※高齢者の肺炎球菌について

これまでに、23価肺炎球菌^{きよつ}英膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種した者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできない。

○予防接種を受けるに当たって注意すべき事項(A類疾病)

「予防接種ガイドライン2025年度版(財団法人予防接種リサーチセンター発行)」記載のとおりとする。

○定期予防接種に要する費用(A類疾病)

全額公費負担とする。

○定期予防接種に要する費用(B類疾病)

一部公費負担とする。